



第38号

令和7年12月1日発行

みどり
水土里ネット佐賀東部
佐賀東部土地改良区



第47回全国土地改良大会 佐賀大会
【佐賀アリーナ】



みどり
水土里ネット 佐賀東部
水と緑のパートナー

佐賀東部土地改良区

佐賀県神埼市千代田町直鳥 1425-1

〒842-0053 TEL 0952-44-5456

FAX 0952-44-3869

理事長あいさつ



組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本改良区の運営にあたり格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

本年10月15日に全国土地改良大会が佐賀アリーナで開催され、『水を利用して土を活かす 佐賀で語ろう郷里の未来』を大会テーマに全国より土地改良関係者約4,200名が集い盛大に執り行われました。農業における土地改良事業の重要さ、土地改良区の地域貢献など改めて認識し、

今後の土地改良区の運営に生かして行ければと決意を新たにしたいところです。

また、大会期間中、城原金立揚水機場に多くの方が視察に来られました。大会を通じ、佐賀県の農業や土地改良区の魅力を全国にアピールすることに繋がったかと考えているところです。

さて、当土地改良区のこと目を向けますと、今年もまた非常に暑い夏となりました。

梅雨入りは6月上旬でしたが、梅雨明けは6月下旬と3週間ほどで、7月以降は連日の猛暑となりました。まとまった降雨がなく一時は取水に制限がかかったものの、その後の降雨により用水不足となることなくかんがい期を終えることができました。

近年は、雨の降り方や必要な用水量が土地改良区の設立

当初と比べて大きく変わってきたと感じております。我々も現代の気候に合わせた用水管理を心がけブラッシュアップさせておりますが、昔からの慣行との兼ね合い等もあり、なかなか理想の用水管理とはいかないところもありますが、役職員や地域の操作員等含め施設の維持管理と安定的な用水管理に努めてまいりますので、組合員の皆様の一層のご支援ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今年度佐賀東部土地改良区のホームページを開設いたしました。インターネットの検索で『佐賀東部土地改良区』と入れていただければご覧になれると思います。今後組合員の方向けに色々な情報の発信や、土地改良への申請等これから機能を追加し

ていきたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

佐賀東部土地改良区
理事長 徳川 博人



◆第47回通常総代会開催◆

令和7年3月18日(火曜日)に神崎市千代田公民館において、第47回通常総代会を開催しました。

総代の皆様におかれましては、日頃より運営、維持管理にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当日は総代95名の出席(会議出席37名、書面議決58名)により開催しました。

議長には神崎市千代田町の井手英嗣総代が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり承認可決となりました。

通常総代会および書面議決にご協力いただいた皆様方には大変お忙しい中、ご審議頂きありがとうございました。

■提出議案

第1号議案	佐賀東部土地改良区役員選任について
第2号議案	令和5年度事業報告及び一般会計決算書類並びに財産目録の承認について(その1～その3)
第3号議案	令和6年度専決処分した事件の承認について
第4号議案	佐賀東部土地改良区定款の一部変更について
第5号議案	佐賀東部土地改良区役員選任規程の一部変更について
第6号議案	佐賀東部土地改良区規約の一部改正について
第7号議案	農地転用決済金の単価について
第8号議案	令和7年度一時借入金の借入れ並びに歳計現金の預入先について
第9号議案	令和7年度賦課金の賦課及び徴収方法等について
第10号議案	令和7年度事業計画並びに一般会計収支予算(案)について(その1～その2)

令和7年度予算の概要

【一般会計】 収入の部 (単位:円)

款 項 目	本年度予算額
1.土地改良事業収入	152,550,000
2.附帯事業収入	509,000
3.特定資産運用収入	950,000
4.補助金収入	62,534,000
5.寄付金収入	1,000
6.業務受託料収入	7,471,000
7.雑収入	1,281,000
8.借入金収入	2,000
9.特定資産取崩収入	45,536,000
10.固定資産売却収入	5,000
11.繰越金	25,000,000
収 入 合 計	295,839,000

支出の部 (単位:円)

款 項 目	本年度予算額
1.土地改良事業費支出	61,519,000
2.一般管理費支出	59,065,000
3.土地改良事業負担金支出	57,936,000
4.借入金返済支出	31,261,000
5.支払利息	2,000
6.固定資産取得支出	606,000
7.特定資産積立支出	70,209,000
8.雑支出	51,000
9.次年度繰越金	12,000,000
10.予備費	3,190,000
支 出 合 計	295,839,000

令和5年度 決算の概要

令和5年度 収支決算書

(単位:円)

科 目(款)	本年度決算額	科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業収入	190,183,848	1. 土地改良事業費支出	57,911,425
2. 附帯事業収入	508,865	2. 一般管理費支出	38,187,159
3. 特定資産運用収入	920,660	3. 土地改良事業負担金支出	53,404,439
4. 補助金収入	68,426,343	4. 借入金返済支出	35,812,858
5. 寄付金収入	0	5. 支払利息	167,356
6. 業務受託料収入	5,986,300	6. 固定資産取得支出	4,609,170
7. 雑収入	4,352,253	7. 特定資産積立支出	96,323,231
8. 借入金収入	0	8. 雑支出	288,790
9. 特定資産取崩収入	18,288,102	9. 繰越金	26,871,164
10. 固定資産売却収入	0	10. 予備費	0
11. 繰越金	24,909,221	(C)支出合計	313,575,592
(A)収入合計	313,575,592	(D)当期支出合計	286,704,428
(B)当期収入合計	288,666,371	(B)-(D)次期繰越収支差額	1,961,943

令和5年度 貸借対照表

(単位:円)

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	31,709,903	1. 流動負債	37,555,218
(1)現金及び預金	19,874,407	(1)未払金	573,678
(2)未収賦課金等	1,823,235	(2)預り金	1,471,610
(4)その他未収金	10,012,261	(3)一年以返済長期借入金	34,539,714
(6)前払費用	0	(4)未払費用	970,216
2. 固定資産	2,291,022,493	2. 固定負債	99,100,678
(1)特定資産	2,209,450,755	(1)公庫資金等長期借入金	891,481
①所有土地改良施設	1,621,000,162	(2)その他の長期借入金	62,520,000
②土地改良施設用地等	20,274,647	(3)職員退職給付引当金	34,533,464
③受託土地改良施設使用収益権	18,476,935	(4)役員退職慰労引当金	586,979
④財政調整積立資産	180,458,650	(5)その他固定負債	568,754
⑤職員退職給付引当積立資産	34,533,464		
⑥役員退職慰労積立資産	586,979		
⑦転用決済金積立資産	280,275,643		
⑧施設更新積立資産	24,000,000		
⑨建物更新積立資産	5,114,000		
⑩水利施設整備事業負担金積立資産	24,730,275		
(2)その他の固定資産	81,571,738		
①土地	22,061,040		
②建物	42,256,009		
③機械及び装置	5,245,627		
④車両運搬具	3,504,885		
⑤工具、器具及び備品	1,506,769		
⑥長期未収賦課金	3,151,635		
⑦その他の固定資産	4,195,311		
⑧不納欠損引当金	-349,538		
(3)繰り延べ資産	0		
資産合計	2,322,732,396	負債合計	136,655,896
		III 正味財産の部	
		1. 指定正味財産	1,242,673,901
		(1)受取補助金等	24,730,275
		(2)所有土地改良施設受増益	1,217,943,626
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定資産への充当額)	1,242,673,901
		2. 一般正味財産	943,402,599
		(1)一般正味財産	943,402,599
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定財産への充当額)	(931,656,411)
		正味財産合計	2,186,076,500
		負債及び正味財産合計	2,322,732,396

令和5年度 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額	科 目	本年度決算額
I 一般正味財産増減の部		2 経常外増減の部	
1 経常増減の部		(1) 経常外収入	0
(1) 経常収入	326,550,031	1 固定資産受増益	0
1 土地改良事業収入	192,007,083	2 その他資産評価益	0
2 附帯事業収入	508,865	(2) 経常外支出	631,404
3 特定資産運用収入	920,660	1 不納欠損	464,041
4 受取補助金等	62,233,468	2 固定資産除却損	7
5 受取業務受託料収入	5,986,300	3 支払利息	167,356
6 不納欠損引当金取崩益	393,985	当期経常外増減額	-631,404
7 雑収入	2,090,551	当期一般正味財産増減額	78,453,021
8 固定資産受増益	62,409,119	一般正味財産期首残高	864,949,578
(2) 経常支出	247,465,606	一般正味財産期末残高	943,402,599
1 土地改良事業費	57,973,361	II 指定正味財産増減の部	
2 不納欠損引当金繰入額	349,538	1 受取補助金等	10,000,000
3 減価償却費	86,313,884	2 一般正味財産への振替額	-66,216,244
4 一般管理費	49,424,384	当期指定正味財産増減額	-56,216,244
5 土地改良事業負担金	53,404,439	指定正味財産期首残高	1,298,890,145
当期経常増減額	79,084,425	指定正味財産期末残高	1,242,673,901
		III 正味財産期末残高	2,186,076,500

令和7年度組合費の賦課について

「賦課基準」・賦課対象: 田

○経常賦課金(運営費、管理費)

科目	賦課基準	附記	期別
種別	賦課対象地域	地目	10a当り
事務所費	全地域 地積割	田	(550円) 400円
			特殊1級地域、吉野ヶ里町東脊振地区、みやき町及び上峰町を除く地域 佐賀県内においては市町の助成により400円/10a 福岡県内においては550円/10a
管理事務費	通水地域	"	400円
			特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック、⑥佐賀市大中島地区)及び町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区、②みやき町、②上峰町)を除く地域
水機 備管理費/佐賀東部 導水路	①②④⑤ ⑥⑦⑧⑨ ブロック	"	0円
			佐賀県内(佐賀県築推協補助金充当)
	③⑥⑨ ブロック	"	1,050円
			福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)
水機 備管理費/大 幹線 水路	①④⑦ ブロック	"	140円
			特殊1・2級地域、決済金充当地区(④ブロック)及び町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
	②⑤⑧⑧' ブロック	"	410円
			町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
	③⑥⑨ ブロック	"	960円
			佐賀県内(決済金充当地区⑥諸富町大中島を除く)
	③⑥⑨ ブロック	"	930円
			福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)
国・県 施設 管理費	①④⑦ ブロック	"	600円
			特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック)、町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
	②⑤⑧⑧' ブロック	"	390円
			町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
	③⑥⑨ ブロック	"	360円
			佐賀県内(決済金充当地区⑥諸富町大中島を除く)
	③⑥⑨ ブロック	"	350円
			福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)

○県営事業費償還金(東脊振線・浮島線
・水源施設整備・詫田線・曾根線・城原金立線
・徳富線・大堂線等)

科目	賦課基準	附記	期別
種別	賦課対象地域	地目	10a当り
特別 県営 事業 費	①ブロック	"	0円
			吉野ヶ里町東脊振地区 町助成金充当
	②ブロック	"	0円
			吉野ヶ里町三田川地区
	④ブロック	"	0円
			吉野ヶ里町、神埼市、みやき町、上峰町
	⑤ブロック	"	0円
			吉野ヶ里町、神埼市
	⑦ブロック	"	0円
			神埼市神埼地区
	⑧ブロック	"	780円
			佐賀市金立・久保泉地区
	⑧'ブロック	"	0円
			神埼市、佐賀市
	⑧''ブロック	"	0円
			佐賀市

○国営事業費償還関係(三田川線・千代田線
・城原金立線)

科目	賦課基準	附記	期別
種別	賦課対象地域	地目	10a当り
特別 国営 事業 費	①ブロック	田	-
			1,600円
			吉野ヶ里町東脊振地区 吉野ヶ里町三田川地区
	②ブロック	"	1,400円
			吉野ヶ里町三田川地区 神埼市神埼地区、神埼市千代田地区
	④ブロック	"	0円
			神埼市神埼地区千代田線用水地域、吉野ヶ里町千代田線用水地区を除く地域
	⑤ブロック	"	2,450円
			神埼市神埼地区
	⑤'ブロック	"	2,450円
			神埼市千代田地区
	⑦ブロック	"	1,230円
			神埼市神埼地区 特殊1級を除く地域
			440円
			神埼市神埼地区 特殊1級地域
	⑧ブロック	"	220円
			神埼市神埼地区 神埼市千代田地区

賦課金の期限内のご納入をお願いいたします。

土地改良区の賦課金は運営費や施設の維持管理に充てられる重要な経費です。一部の組合員の滞納により、土地改良区の業務運営に支障が生じないよう又、公平な費用負担の面からも必ず期限内でのご納付をお願いいたします。

◎納付が困難な方への対応について

個別の事情に鑑みながら、分割での納付等の提案をさせていただきます。その他、納付のことでお困りのことがあれば、些細なことでも構いませんので土地改良区へご相談ください。

◎佐賀東部土地改良区では毎年度年1回、組員に対し賦課金のご納入をお願いしています。

賦課金納入期限: 令和7年12月26日(金)

現在納付書にてご納入の方へのお知らせ

・納入のためにわざわざ金融機関に行くのは手間がかかる
・気づいたら納付書の納入期限が過ぎていた!!
・なかなか金融機関の窓口に行く時間がない

そういった方は口座振替が便利

事前に通知でお知らせしていた日に、ご指定の口座から賦課金を引落しますの払い忘れの心配がありません。

口座振替の手続きは簡単!!当土地改良区または金融機関窓口にある口座振替用紙に記入し返送するだけです。

詳しくは当土地改良区までご連絡ください。

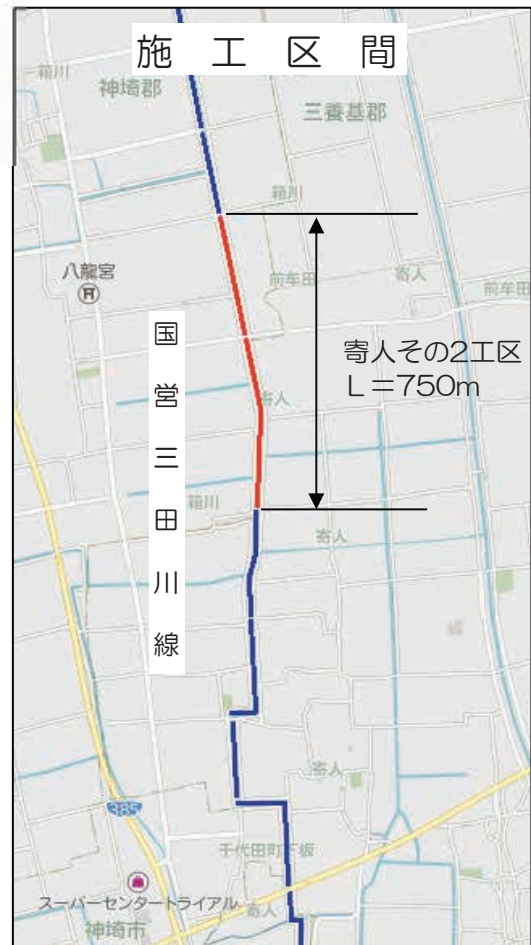
国営筑後川下流右岸 農地防災事業について

当区管内の国・県営水路において、国による防災事業(平成24年度～令和12年度)に伴う工事が行われております。内容といたしましては、水路法面をブロックマット工法にて整備することで、法面崩壊を防ぎ半永久的に保護するのがこの事業の目的です。

今年度は、国営三田川線(寄人その2工区)の整備が行われております。

管内のクリーク水路については、三田川線の一部(上流域)を残し全て整備が完了しており、未整備区間についても順次整備が行われる予定となっております。

工事中は近隣の方にご迷惑をお掛けしますが、ご協力頂きますよう宜しくお願いいたします。



クリーク水路の事前排水について

近年の気候変動に伴い豪雨の発生頻度は高まり、佐賀東部地区管内の下流域等では湛水被害が発生しております。

そこで、大雨が予想される場合には、行政(維持管理協議会)からの要請により、クリークの事前排水を行い水位を低下させることで貯留断面を確保し、浸水被害の軽減を図っております。

排水については、干満の影響により時間的制約があり、取水されている場合、排水開始が遅れ十分な空き容量を確保することが難しくなりますので、大雨が予想される場合につきましては、上流域(パイプライン区間)の皆様におかれましても早めの取水停止にご協力をお願いいたします。

少しでも被害が軽減されるよう流域全体での取組みが必要となりますので、引き続きご協力頂きますよう宜しくお願いいたします。



事前排水前



事前排水後

全国土地改良大会佐賀大会 に伴う事業視察について

令和7年10月15日(水)に佐賀県で初となる「全国土地改良大会」がSAGAアリーナで開催され、大会に伴い県内各所において事業視察が行われました。

視察先の一つとして「城原金立揚水機場」が選定され、10月14日～10月16日の3日間で全国より6県(約160名)の皆様が視察に見えられました。

視察内容としては、北部九州土地改良調査管理事務所(農政局)様に概要等をご説明いただき、当区職員にて管理状況等を説明させていただきました。

視察に伴いご協力いただきました地域及び関係者の皆様方には感謝申し上げます。



視 察 時 の 様 子

城原金立揚水機場について

城原金立揚水機場は、神崎市神崎町に位置し、佐賀東部導水路を介して送られてくる筑後川の水を使用しており、ポンプ圧送により佐賀市久保泉町にある神籠池へ注入しております。また、池までの途中には多数の分水工が存在し送水中はそれぞれの地域への分水が可能となります。

神籠池へ注入された水は県営路線(パイプライン)へと引き継がれ、高さを利用した自然流下により佐賀市金立地区まで水を届けることが可能となっております。

ポンプの稼働については、地元からの要請や天候状況をみながら稼働調整を行っており、運転操作等については、地元操作員により操作していただいております。



城原金立揚水機場



神 籠 池

お手続きについて

組合員の資格交代等が生じた場合、公共機関（農業委員会・市町・法務局等）で手続きを行っても土地改良区に届け出がなければ土地台帳等の変更がされません。**必ず忘れずに届け出をお願いいたします。**

組合員資格得喪通知書(申請書類はホームページにて取得可能です。)

留意点

事 由	申請書の種類	
・農地の取得・喪失があった時	・組合員資格得喪通知書	組合員の変更を行う際、土地改良法第42条により、その土地の権利義務が引き継がれることになるため、以前の組合員に未納がある場合は新しい組合員にその納入義務が生じることになりますのでご注意ください。
・死亡・相続・農業者年金受給の時	・口座振替依頼書	
・農地の貸借等があった時		

*****賦課金について*****

経常賦課金とは…事務所の運営、水路の維持管理にかかる費用

特別賦課金とは…水路の工事費の償還金の地元負担金

賦課金を未納のままにしておくと滞納処分の対象となる場合がありますのでご注意ください！

*****転用決済金について*****

土地改良法第42条により農地を農地以外(宅地など)に転用する(地目変更)際に、減少していく農地に過重な負担が生じないように制度化されたもの

事務所外観



ホームページ開設のお知らせ

- ★令和7年9月より、佐賀東部土地改良区ホームページを開設しました。
- ★スマートフォンでの閲覧にも対応しています。



佐賀東部土地改良区ホームページアドレス
<https://midorinet-sagatoubu.jp/>

佐賀東部土地改良区までの道しるべ



神埼市千代田町を東西に走る国道264号線と県道佐賀八女線の間地点を横断する町道(通称 中央道路)に面し、千代田中学校そばの城原川にかかる中央大橋から西へ約300m、ショッピングセンター・アニーのある地藏橋交差点から東へ約700m。下直鳥に位置しています。

用排水管理のお問い合わせはもちろんのこと、農地の転用、組合員資格変更、賦課金に関する、筑後川下流土地改良事業や土地改良区運営のことでご不明な点がございましたら、どうかお気軽に事務所へお越しください。

